

「上松町結婚祝金」について



町内における結婚とそれに伴う新生活への支援のため、町では、以下のとおり祝金を支給します。支給を希望される方は申請書及び必要書類をご提出ください。

【制度の概要】

要件	支給額	申請期限
1、令和2年4月1日以降に婚姻届を提出していること。 2、夫婦の双方が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記載され、祝金の申請をした日から 5年以上 本町に居住する意思を有すること。 3、町税等に滞納がないこと。 4、過去において、夫婦のいずれかが、この当祝金の支給を受けていないこと。	現金 20万円 上松町共通商品券 5万円分	婚姻届の提出日から6カ月以内

【留意事項】

申請前によくお読みください

○夫婦共に、申請日より5年以上本町に居住する意思がない方は支給を受けることができません。

○申請日から5年以内に夫婦のいずれかの転出や離婚があった場合、支給された祝金を返還しなければなりません。ただし「やむを得ない理由(災害、病気、死別、職務上必要な一時的な転出、等)」があると認められる場合は、返還の免除を申請することができます。

○町税等(町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料、保育料、賃料、水道料金、町に収めるべき使用料、手数料等)に滞納がある方は支給を受けることはできません。

○上松町外で婚姻届を提出後、上松町に転入した夫婦についても、上記の要件及び期限に該当すれば、申請が可能です。

○祝金の支給方法は、現金は振込、商品券は役場窓口での受渡となります。

【上松町共通商品券】

○商品券は上松町内の商店・事業所で利用可能です。

○商品券には使用期限があります。交付決定日から6カ月以内にご利用ください。

※商品券のご利用に関する詳細につきましては上松町商工会(Tel: 52-2157)へお問合せください。

【必要書類】

- ・上松町結婚祝金支給申請書(様式第1号)
- ・納税証明書 ※夫婦両名分が必要となります

書類につきましてご不明な点は、
担当までお問い合わせください

※上松町へ転入して間もない方〔転入後に1月1日を迎えていない方〕は、前住所地において発行した証明書が必要となります

- ・婚姻したことがわかる書類(戸籍等) ※上松町に本籍のある場合は提出不要です。

お問い合わせ先：企画財政課 企画政策係 (TEL: 0264-52-4901)